

















宍粟市社会福祉協議会

まるわかりガイド

だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり

















社会福祉協議会について

基本理念

~だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり~

社会福祉協議会(社協)は、

地域福祉の推進を目的とした公共的性格を有する民間非営利団体です。

地域に暮らすみなさんと、民生委員・児童委員や福祉委員などの福祉関係者、

ボランティア・各種団体・保健・医療など

関係機関の参加・協力のもと、

住民主体の原則に基づき、

だれもが住みなれたまちで

安心して生活できる

「福祉のまちづくり」の実現をめざしてさまざまな活動を行っています。



社会福祉協議会(社協)の仕事



介護サービス事業 介護保険事業、障がい福祉サービ ス事業など

地域の福祉に関わることなら、何でもご相談ください!

高齢者の方が集まって楽しく過ごすきっかけをつくったり、子どもたちの福祉学習を計画したり、困ったときの相談窓口や地域に密着した介護サービスに取り組んだり、社協の福祉活動は広い範囲に及んでいます。



自治会で福祉について学びたい

コミュニティワーカーや生活支援コーディネーター、ケアマネジャー等の専門職が地域に出向き、自治会と相談しながらテーマを決め、学習会のお手伝いをします。

日常的な 金銭管理が心配

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方が安心して生活できるよう福祉サービスの契約や金銭管理などのお手伝いをします。



介護が必要になった

ケアマネジャーが身体の状況 や本人の希望から適切な計画(プラン)を立て、ホームヘルプサービスなどの支援を行います。



介護に役立つ 福祉用具を探している

介護者の経済的負担を軽減する介護用品の斡旋や介護機器 (車いす、ギャッジベッドなど)の貸し出しを行っています。

ボランティアに 参加したい

ボランティアコーディネーターを中心にボランティア活動の需給調整や教室・講座の開催、ボランティアグループの運営支援などを行っています。



公民館で遊具を 活用した交流をしたい

自治会の行事やイベント、ふれ まった あい喫茶・サロンなどで楽しめる遊 具の貸し出しを行っています。みな さんの地域での"集いの場"や"居 場所づくり"にご活用ください。

社会福祉協議会の活動内容



(Q) しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会はどのようなことをしているの?

市民のみなさんの要望をお聞きし、今の福祉制度では対応できない課題について それぞれの地域にあったかたちで福祉サービスを実施しています。また、ホーム ヘルプサービスやデイサービスなど介護サービスも行っています。



開かれた組織をつくります!

社協は民間の福祉団体で社会福祉法に位置づけられており、市内の自治会や地域の各種団体、
はは
ボランティアの代表者など幅広い人たちで構成された、地域を代表する社会福祉法人です。

理事会・評議員会の 活性化をはかる

「理事会」は、社協の執行機関で、地域から選ばれた役員で構成し、事業方針や予算・決算などを協議しています。また、「評議員会」は社協の議決機関で市内の自治会・福祉団体の関係者などで構成されており、住民に見えやすい組織をめざしています。

福祉活動や情報を発信する



その他の活動内容

- ●ホームページによる情報発信
- ●善意銀行の運営
- ●社協会員の加入促進 など

支部の福祉活動を進める

4つの支部の福祉活動や運営の活性化をめざすため、「支部地域福祉推進委員会」を設置し、それぞれの地域にあった福祉活動を展開しています。また、支部発信の福祉情報として「かわら版(支部だより)」を発行しています。

みなさんのお気持ちを「善意銀行」へ



「宍粟市善意銀行」には、供養(香典返し)、見舞返し、快気祝い、貸出備品のお礼、幸せな気持ちのおすそわけなど、毎月預託をお寄せいただいています。その預託金は、宍粟市の地域にあった福祉活動を推進していくためになくてはならない財源です。善意銀行は、またによった。 物品)を福祉につなげ、地域福祉をより充実するために、とても重要な役割を果たしています。

地域づくりを進めます!

高齢者や障がいのある方、子どもたち、そしてすべての住民が、孤立せずに地域で安心して暮らせるよう、 地域の特性に応じたさまざまな福祉活動を進めていきます。

見守り・支え合い活動を進める

自治会や隣保を単位とした福祉活動を「小地 域福祉活動」と位置づけ、福祉委員や民生委 員・児童委員、自治会役員などでつくる「福祉連 絡会」を中心に、ご近所で気になる方や心配な 方の見守りや支え合い活動を進めています。

災害に備えた取り組みを 進める

どこでも災害は起きるという想定のもと、災害 時にどのように動けばよいのかを常に考え、「災

害救援ボランティアの養成」や「災害時対応

訓練」など、その時に生きる社協活 動に取り組んでいます。



気軽に集える居場所をつくる

公民館等での「ふれあい喫茶・サロン」、「いきいき百 歳体操」、また、民家や空き家等を活用した集いの場に おいて、地域のだれもが役割を持って参加できる居場 所づくりを進めています。



福祉を学ぶ機会をつくる

子どもから大人まで、すべての人が地域の 中で自らの果たす役割について、自覚と意欲を 持つことができるよう、学校での体験学習をは じめ、自治会や企業等での学習会など、福祉へ の理解や関心を高める機会をつくっています。

その他の活動内容 ○ご近所ボランティア活動の推進●災害救援ボランティアの派遣

退職世代のボランティア活動促進遊具・備品等の貸し出しなど

ボランティアセンターの 充実をはかる

ボランティア活動を応援する「ボランティア・ 市民活動センター」を各支部に設置し、ボラン ティアの登録、相談、活動紹介、調整、各種講 座の開催などに取り組み、ボランティア活動 に関するあらゆる情報を発信しています。

NPO活動や当事者活動との 連携をはかる

NPO(非営利団体)活動、当事者活動(介護者 の会など)、ボランティア活動といった、地域福祉 に関係するさまざまな活動を行う団体や組織と の連携をはかり、新たな生活福祉課題をもつ当事 支援に取り組んでいます。

社協会員加入にご協力お願いします



地域住民のみなさんを「会員」とする社協では、年に1回会費をおさめていただいています。会費は、世 帯を単位に1,000円です。福祉のまちづくりを進める社協の運営費として活用しています。社協の会員制 度には、このほかに社協の活動財源を応援していただく「賛助会員制度」があります。これは、1口以上(1 □2.000円)の会費を納入していただくもので、個人、団体、企業のみなさんにご加入いただいています。

あなたの生活を応援します!

暮らしづらさを抱える人が、いつまでも自分らしく暮らし続けるために、住民のみなさんと専門職が協力し合い、 日常生活の中で起こるさまざまな生活福祉課題についていっしょに考えます。

日常的な金銭管理を支援する

「日常生活自立支援事業」(旧福祉サービス利 まんじょ にんちしょう 用援助事業)では、認知症、知的障がいや精神障 がいのある方などで判断能力に不安のある人が 安心して生活できるよう、福祉サービスの利用 や日常的金銭管理などについて相談・助言・情 報提供等の支援活動を行っています。

専門的な相談機関との連携をはかる

法的トラブルに巻き込まれてお困りの時など、専門的な相 談の受け皿として、宍粟市社協が契約している弁護士による 「無料法律相談」を実施し、日常生活の中での困りごとや悩み の解決をはかっています。

新たな支え合いの仕組みをつくる

介護保険制度等の公的サービスだけでなく、個別 ニーズに即した柔軟なサービスを、「生活支援サービ ス」として生み出すため、住民、専門職、事業者、行政、 社協(生活支援コーディネーター)等で話し合いながら 新たな支え合いの仕組みをつくります。



婚活セミナーや出会いの場を提供するカップリング パーティーなど企画実施する「出会いサポート ター」と、昔ながらの仲人のような婚活応援団である 結婚相談員さんによりパートナー探しの「結婚相談 業」に取り組んでいます。

高齢者の食生活を応援する

「配食サービス」は、多くの地域住民の協力によ り、ボランティア活動(調理・配送・配達)によって 行う、食生活の改善をはかるサービスです。そし ことく こうねい しまん て、孤独になりがちな高齢者の見守りや生活支援 につなぐといった大切な役割を担っています。

生活にお困りの方を支援

るための「生活福祉資金の貸付支援」や、市民や企業、団体 から善意銀行に寄付いただいた食材を、生活にお困りの方へ 提供する「食のセーフティネット事業」

など支援を行っています。

その他の活動内容

oklac あっせん oka未たすけあいサービス 介護用品の斡旋

まごころ福祉資金の貸付支援
・介護機材の貸し出しなど



赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の啓発



赤い羽根でおなじみの「共同募金運動」は、地域福祉を進めるための募金運動として大 きな役割を果たしており、ご寄付いただく募金のうち約9割が宍粟市の地域福祉活動に活 用されています。また、「歳末たすけあい運動」は、支援を必要とする人たちが地域で安心 して暮らすことができるよう、市民のみなさんのご理解やご協力を得て、新たな年を迎え る時期に、歳末ならではの地域福祉活動に取り組んでいます。

介護や福祉サービスで在宅生活を支えます!

「介護保険事業」や「障がい福祉サービス」の指定事業者として、

地域に根ざした社協ならではの「だれもが安心して利用できる介護サービス」を行っています。

ご利用者はもちろん、ご家族、そして地域のみなさんが、安心して生き生きと暮らせるようにお手伝いしています。

居宅介護支援(ケアプランの作成)

介護認定を受けられた方が、介護サービスを受けながら在宅生活が送れるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、ご本人やご家族の希望に応じて利用計画

(ケアブラン)をつくります。また、計画した介護サービスが適切に利用できるよう、サービス事業者との連絡や調整を行います。



通所介護(デイサービスセンター)

介護スタッフがご自宅までの送迎を行い、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供し、ゆったりとお過ごしいただきます。利用者同士またスタッフとのコミュニケーションを通じて社会的孤独感の解消や心身機能の維持向上をはかり、介護される方の負担を軽減いたします。

障がい者相談支援センター

「相談支援事業」は、障害者福祉制度のひとつで、障がいのある 方が、自分らしく地域で自立した生活を営むことができるよう、相 談支援専門員が日常生活に関するさまざまなご相談に対応し、自 己決定を尊重したサービス利用計画を作成します。

訪問介護(ホームヘルプサービス) 居宅介護(障がい福祉サービス)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事・入浴(清 がいじょかいじょかいじ。 がいじょがいじ。 対人、排せつなどの介助(身体介護)や、調理、洗濯、掃除、 買い物などの家事のお手伝い(生活援助)を行います。また、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、障がに福祉サービスの「居宅介護事業所」として、利用者の



ミニデイサービス事業

高齢者の閉じこもりなどによる生活機能を維持する ため、通所型の「ミニデイサービス事業」に取り組み、 いきいき百歳体操やレクリエーション活動等を行い、健 康づくりや参加者同

士の仲間づくりを進めます。



困ったときの相談窓口

※秘密は厳守します。相談は無料。詳しくは社協までご連絡ください。







社協本部・支部

千種支部 ボランティア・市民活動センター



事務局(地域福祉事業等)

居宅介護支援事業所[宍粟市社協ちくさ]

千種町室1060-1 千種保健福祉センター内 TEL 0790-76-3390 FAX 0790-76-3649

波賀支部 ボランティア・市民活動センター



波賀町安賀232-1 メイプル福祉センター内 TEL 0790-75-3631 FAX 0790-75-3650

- 事務局(地域福祉事業等)
- 訪問介護事業所 [宍粟市社協ヘルパーステーションきた]

市民局

若桜下三河線

市民局

宍粟市役所

29

方町 出張所

養父宍粟線



宍粟下徳久線

宮市民局

本部·一宮支部 ボランティア・市民活動センター

山崎支部 ボランティア・市民活動センター



山崎町鹿沢65-3 宍粟防災センター内 TEL 0790-62-5530 FAX 0790-62-1083

- 事務局(地域福祉事業等)
- ●居宅介護支援事業所[宍粟市社協やまさき]
- ■訪問介護事業所 [宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ]
- ●宍粟市出会いサポートセンター



-宮町間賀300 やすらぎ福祉センター内 [本部] TEL 0790-72-8787

- [一宮支部]TEL 0790-72-2211 FAX 0790-72-8788
- 事務局(地域福祉事業等)
- ●居宅介護支援事業所[宍粟市社協いちのみや]
- ●通所介護事業所[やすらぎ介護センター]
- ●相談支援センター[ゆめぷらん]

くらしの相談・お困りごとは、社協へ!!



📬 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

〒671-4137 宍粟市一宮町閏賀300 TEL 0790-72-8787 FAX 0790-72-8788 URL http://www.shiso-wel.or.jp e-mail shakyo@shiso-wel.or.jp



